

[事案 2019-121] 新契約無効請求

・令和2年10月20日 和解成立

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成25年12月に契約した養老保険について、募集人から、「お金はいつでも下ろすことができる。銀行に預けておくのと同じだ。」と説明を受け、預貯金と誤認して契約したため、契約を無効にして既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、設計書等に沿って申立人に説明しており、申込書には、養老保険であることが明記されていて、申立人はこれに署名・捺印している。
- (2)申立人には、注意喚起情報およびご契約のしおり・約款を渡している。また、重要事項について説明を受け、契約内容とともに確認・了知したことを証する受領印欄に申立人の押印がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。